

第 12 回平川市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 5 年 2 月 10 日（金） 13 時 58 分～14 時 39 分

2 開催場所 平川市役所 4 階 大会議室 2

3 出席農業委員（17 名）

1 番委員	三 浦 勝 志	2 番委員	齋 藤 美也子	3 番委員	對 馬 忠 法
4 番委員	古 川 榮	5 番委員	工 藤 守	6 番委員	高 井 美奈子
7 番委員	今 井 文 雄	8 番委員	大 川 哲 彌	9 番委員	花 田 良 造
10 番委員	工 藤 正	11 番委員	丹 代 純 嗣	12 番委員	葛 西 雅 博
13 番委員	今 井 龍 美	15 番委員	桑 田 久 毅	16 番委員	小山内 知 寛
18 番委員	山 口 知 治	19 番委員	長 尾 浩		

4 欠席農業委員（2 名）

14 番委員	柴 田 博 明	17 番委員	三 浦 良 孝		
--------	---------	--------	---------	--	--

5 出席農地利用最適化推進委員【調査員】（7 名）

平賀-1	赤 平 和 総	平賀-3	七 戸 茂 春	平賀-4	齊 藤 嗣 郎
平賀-5	谷 川 一 雄	尾上-1	小 野 良	尾上-2	葛 西 均
碓ヶ関	平 山 純 一				

6 欠席農地利用最適化推進委員（1 名）

平賀-2	阿 部 功				
------	-------	--	--	--	--

7 出席事務局職員（4 名）

事務局長	小笠原 健	事務局長補佐	佐 藤 満 徳	碓ヶ関支局長補佐	福 士 鉄 也
主査	谷 川 智 也				

8 議事日程等

第 1 議事録署名者の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案審議

議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について

議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 47 号 贈与税の納税猶予に関する証明（農業経営）について

議案第 48 号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について

- 議案第 49 号 平川市農業委員会「農地等の利用の最適化に関する指針」の改正案について
 報告第 35 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
 報告第 36 号 使用貸借合意解約書の受理について

9 会議の概要

・あいさつ (省 略)

・農業委員会憲章
 唱和 (委員全員) (省 略)

[開会 14 時 02 分]

議長
 (今井 龍美)

これより、第 12 回総会を開会いたします。
 ただ今の出席委員は、19 名中 17 名です。
 定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
 日程第 1 議事録署名者を議長より指名することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、議長より指名いたします。
 5 番工藤委員、6 番高井委員にお願いいたします。
 次に、会期についてお諮りいたします。
 会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
 議案説明のため、小笠原事務局長、佐藤事務局長補佐、福士碓ヶ関支局長補佐、谷川主査の出席を求めました。
 書記には、福士碓ヶ関支局長補佐を採用いたします。
 本日の議案は、お手元に配付してある議案第 45 号から議案第 49 号までの 5 件、ほかに報告が 2 件でございます。
 新型コロナウイルス感染症対策として、現地調査の報告ならびに補足説明を省略し、担当した委員の方から特に問題点等がなければ、そのまま採決をとりたいと思います。
 はじめに議案第 45 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

1 ページをご覧ください。

議案第 45 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について、農地法施行令第 1 条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。

総会資料とは別に配布しております、別添 1 農地法第 3 条調査書、別添 2 売買価格一覧と合わせて、2 ページをご覧ください。

所有権移転について、57 番は受贈、58 番から 63 番までは経営拡大によるものです。件数は 7 件、面積 10,589 平方メートル、田 1 筆 1,655 平方メートル、畑 9 筆 8,934 平方メートルとなっています。

続いて、賃貸借権設定について、60 番から 78 番までの全てが経営拡大によるものです。件数は 19 件、面積 85,028 平方メートル、田 36 筆 83,232 平方メートル、畑 3 筆 1,796 平方メートルとなっています。

次に、使用貸借権設定について、14 番及び 15 番は農業者年金を引き続き受給するための再設定、16 番は経営継承によるものです。件数は 3 件、面積 41,269 平方メートル、田 4 筆 7,271 平方メートル、畑 30 筆 33,998 平方メートルとなっています。

今回、申請のあった案件については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

議長

事務局の説明が終わりました。

そのほか現地調査を担当した委員の方で、疑問点等がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは賃貸借設定の 60 番、61 番、65 番、73 番を除いて、質疑、ご意見を求めます。

何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、60 番、61 番、65 番、73 番を除いて、原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。

次に、賃貸借権設定の 60 番及び 61 番は 18 番山口委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、山口委員

に退席を求めます。

(山口委員、退席)

議長 それでは 60 番及び 61 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、60 番及び 61 番を原案のとおり決定することに、
ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
山口委員の入室を許可します。

(山口委員、着席)

議長 次に、賃貸借権設定の 65 番は平賀 1 番齊藤推進委員に関する案件で
すので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に準じ、齊藤推進委
員に退席を求めます。

(齊藤推進委員、退席)

議長 それでは 65 番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、65 番を原案のとおり決定することに、ご意義あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長

次に、賃貸借権設定の73番は3番対馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、対馬委員に退席を求めます。

(対馬委員、退席)

議長

それでは73番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、73番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
対馬委員の入室を許可します。

(対馬委員、着席)

議長

次に、議案第46号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

14ページをご覧ください。

議案第46号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため審議を求めるものです。

15ページをご覧ください。

所有権移転については、74番から20ページの91番までは譲受人の経営拡大による売買です。今回の件数は18件、面積66,726平方メートルで、田43筆 50,914平方メートル、畑9筆 15,812平方メートルです。なお、売買価格については、別添3のとおりです。

次に、21ページ利用権設定について、19番及び20番は経営拡大による利用権設定です。件数は2件、面積13,044平方メートル、畑6筆 13,044平方メートルです。

今回、申請のあった案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしております。

議長 事務局の説明が終わりました。
農用地利用調整会議に出席されました6番高井委員、7番今井委員、
質疑等がありましたら、お願いします。

担当委員 ありません。

議長 それでは、所有権移転の80番及び85番を除いて、質疑、ご意見を
求めます。
何か、ございませんか。
小野推進委員。

尾上1 小野推進委員 77番の方、法人立ち上げていませんか。自作地を売買するとい
うことですか。

谷川主査 今回の申請のあった筆は、全て自作のところですか。

尾上1 小野推進委員 法人との関係は何もないのですか。

谷川主査 法人の賃貸借権が設定された筆ではありません。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、所有権移転の80番及び85番を除いて原案のと
おり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、80番は平賀1番齊藤推進委員に関する案件ですので、農業委
員会等に関する法律第31条の規定に準じ、齊藤推進委員に退席を求め
ます。

(齊藤推進委員、退席)

議長 それでは80番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、80番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
齊藤推進委員の入室を許可します。

(齊藤推進委員、着席)

議長 次に、賃貸借権設定の85番は3番對馬委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じ、對馬委員に退席を求めます。

(對馬委員、退席)

議長 それでは85番について、質疑、ご意見を求めます。
何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、85番を原案のとおり決定することに、ご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
對馬委員の入室を許可します。

(對馬委員、着席)

議長 次に議案第47号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主査

22ページをご覧ください。

議案第47号 贈与税の納税猶予に関する証明(農業経営)について(租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく証明)、贈与税の納税猶予の特例を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、租税

特例措置法第70条の4第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。なお、証明願いが遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。

23ページをご覧ください。

今回の贈与税納税猶予の継続対象者は1名です。農地等の生前一括贈与に伴う納税猶予を受けている対象者は、3年に1度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を税務署に提出しなければならないことになっており、届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。

議長

それでは、議案第47号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

担当委員

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
次に議案第48号を議題とし、事務局に説明を求めます。

谷川主事

24ページをご覧ください。

議案第48号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明(農業経営)について(地方税法附則第12条第1項の規定に基づく証明)、不動産取得税の徴収猶予の適用を受けている別紙受贈者又はその推定相続人が、地方税法附則第12条第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものです。なお、証明願が遅延し提出されたときは、承認時と事情が異なる場合を除き追加承認するものとします。

25ページをご覧ください。

今回の不動産取得税の徴収猶予継続対象者は6名です。贈与税と同様に、対象者は3年に1度、引き続き猶予を受けたい旨の届出書を県税部に提出することになっており、届出書の添付書類として農業委員会の発行する証明書が必要となることから、その承認を求めるものです。

議長

それでは、議案第 48 号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり承認いたします。
次に議案第 49 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

佐藤事務局長補
佐

26 ページをご覧ください。

議案第 49 号 平川市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改正案について、平川市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針を別紙のとおり改正したいので、農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項に基づき審議を求めるものです。

農業委員会等に関する法律第 7 条第 1 項において、農業委員会は農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めることとしており、当委員会においても、平成 28 年 9 月に策定しているところであります。

この指針の内容については 3 年ごとに検証と見直しを行うこととしており、今年度は 2 回目の検証と見直しを行うタイミングであります。皆さまもご承知のとおり、最適化活動の推進について今年度から改正されたこと、更に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和 5 年度から施行されることにより、これまでの人・農地プランが地域計画へ変更となることから、先般、全国農業会議所より県農業会議を通じて、この指針について改正するよう指示があり、今回の改正案となりました。

27 ページをご覧ください。

この資料は、改正前の部分を見え消し線で、改正後の部分を赤字でそれぞれ表記したものです。ちなみに、新旧対照表は 32 ページからとなっております。

今回の主な改正点は、1 つ目に、来年度から始まる地域計画に係る部分について明記したこと、2 つ目に、最適化活動の軸となる遊休農地の発生防止・解消、担い手への農地集積・集約化及び新規参入の促進に関するそれぞれの目標設定について、これまでの平成 31 年から令和 6 年までの 6 年間から、令和 4 年から令和 14 年までの 10 年間に改めたこと、3 つ目に、新たに担い手農家の戸数目標と新規参入の促進として

イベント等への参加を明記したこと、4つ目に、最適化活動の評価方法を新たに明記したことです。詳細についての説明は省略いたしますが、今後はこの内容に沿った最適化活動を行うこととなり、皆さまから提出いただく活動報告書がより重要なものとなりますので、引き続きのご協力とご理解をお願い申し上げます。なお、この指針は新年度から適用されることを申し添えます。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第49号について、質疑、ご意見を求めます。
何か、ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長

ないようですので、議案第49号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、原案のとおり決定いたします。
次に、報告2件を一括して、事務局に説明を求めます。

谷川主事

40ページをご覧ください。

報告第35号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。

別添4 関連案件一覧と合わせて、41ページをご覧ください。

今回の届出事由は、43番及び44番は借受人に売買するため、45番及び46番は他者に貸付するため、47番及び48番は他者に売買するため、49番及び50番は他者に貸付するため、それぞれ解約するものです。件数は8件、面積47,118平方メートルで、田35筆46,194平方メートル、畑1筆924平方メートルです。

続いて44ページをご覧ください。

報告第36号 使用貸借合意解約書の受理について、別紙のとおり使用貸借合意解約書を受理したので報告するものです。

45ページをご覧ください。

今回の届出事由は、いずれも他者に売買するため解約するものです。件数は2件、面積2,662平方メートル、田2筆986平方メートル、畑3筆1,676平方メートルとなっております。

議長 報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

何か、ございませんか。

小野推進委員

尾上1 小野推進委員 合意解約の49番と50番、公益社団法人との賃貸借契約の基本的な期間は5年だと思っておりますが、それでいいですか。

谷川主査 今回の解約は、どちらも5年以上なので解約できます。

尾上1 小野推進委員 基本的な期間は5年なので、5年後にその土地を買い取るという条件で賃貸借契約を結んでいると思うのですが。

議長 暫時休憩します。

午後14:33 休憩

午後14:39 再開

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 ないようですので、以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了いたしました。

よって、第12回総会を閉会いたします。

[閉会 14時40分]